

京都市個人情報保護審査会答申第41号の概要

答申年月日	平成20年3月17日
請求内容	電話相談管理簿の特記事項に係る職員の回答内容の根拠文書
請求者	本人
所管課	教育委員会生徒指導課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 京都府警少年サポートセンターから、電話相談を受けた際、電話相談整理簿の特記事項に記載されているような趣旨のことを回答したが、その内容の根拠は、平成9年8月に異議申立人と電話で話した際に、異議申立人本人からその趣旨のことを聞いたことによるものであるとのことであった。</p> <p>2 この回答は、同職員の個人持ちのノートに個人の備忘録として作成した「個人メモ」及び記憶をもとに述べたものであるとのことであり、こうした「個人メモ」や記憶は公文書には当たらない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 保有していない理由に異議申立人からの告知とあるが、余りにも理不尽である。故に行政とは考えられない。京都市児童福祉診療所の児童精神科医は異議申立人を評価する診断書を出している。</p> <p>2 守秘義務にも着眼すべきである。市民のことについて、公務を大義名分に陰口を言っている。</p> <p>3 本件は道徳・秩序正しいとは判断できない。差別を正当化している。退学は、児童虐待防止法第3条の観点から関係者全員に通報義務がある。正当か不当かは明確にすべきであり、事務行為を論点にしているレベルでない。地方自治法第2条第2項を根底に適切な処理を求める。</p>
審査会の判断	<p>1 当審査会として、京都府警少年サポート事業に関して、少年警察活動規則及び少年警察活動に関する訓令の該当する規定を確認したが、本件請求に係る個人情報が存在しないとの実施機関の主張について、特段、変則的で合理性を欠く処理が行われたとはいえ、また、当該個人情報が存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。</p> <p>2 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った本件処分については、不当であると認められないと判断する。</p>